

21 グループ法人税制には多様な資産移転手法がある

Q 子会社から親会社に財産を移転する方法には7つの方法があると聞きました。その内容を教えて下さい。

A 子会社が所有する資産を親会社が引き取る。そのような目的であれば次の7つの方法が選択可能です。

①現金配当、②現物分配、③解散による残余財産の分配、④会社分割、⑤合併、⑥親会社への資産の譲渡、⑦親会社への現金又は現物の寄附の7つです。

グループ法人税制では、同じ目的を達成するために幾つもの手段が準備されています。さらに、手法の違いは、その後のグループ関係の解消などの場面に影響を与えますので、将来を見通した柔軟な発想で各々の手法を選択することが必要です。

1つの目的を達成するために、これら複数の方法を組み合わせることも可能です。さらに、純資産の部の移動額は、これらの手法によって微妙に異なってきますので、資本政策としても、各種手法の比較検討が必要です。
(関根 稔 (弁・税・会))

同一効果の移転手法に7つの課税関係が 22

Q 7つの方法についての課税関係と、その差異が生じる理由を教えてください。

A 会社法上の資本等取引と、民法上の譲渡に大分類すると理解が容易です。

①、②、③、④、⑤は、会社法による資本等取引ですから、資産は簿価承継になります。簿価承継になることの反面から、5年超の支配関係がない場合は、親会社が有する青色欠損金の使用制限が生じる場合があります。

ただし、含み損の移動が考えられない①では、青色欠損金の使用制限が生じません。それに、事業を移転しない②では、青色欠損金の使用制限は、子会社が有する含み益を限度とします。事業の承継がない限りは、承継した資産の含み益と青色欠損金の相殺という節税行為を防止すれば済むからです。

さらに、②の子会社の資産を親会社が引き取る手仕舞い型の資本等取引では、その後の支配関係の継続は要求されません。親会社が資産を引き取った後に、子会社の株式を譲渡してしまうことも可能です。

子会社が消滅する③と⑤では、5年超又は設立時からの支配関係があれば、子会社の青色欠損金を承継することができます。

⑥と⑦は民法上の譲渡契約ですから、資産は時価承継されることになります。さらに、④についても、それが非適格組織再編成に該当する場合は時価承継されます。ただし、譲渡損益繰延資産については、損益調整勘定が計上され、子会社における譲渡損益の計上が繰り延べされます。⑤については、これが非適格合併の場合も、損益調整勘定が合併存続会社に承継されてしまうという技術的な理由から、簿価承継とされています。

グループ内の取引については、多様な課税関係が生じますが、それが会社法上の資本等取引に該当するか、あるいは民法上の譲渡に該当するかを区分して考えれば理解は容易です。

(関根 稔 (弁・税・会))